

『源氏物語』における後見の依託

——遺言の物語の型について——

山口 一樹

はじめに

『源氏物語』の遺言については、これまで主に遺言を受
けとめた者を規制する働きに注目して検討されてきた。長
谷川政春氏は、薫や大君、中の君だけでなく、作者の思惟
までも「呪縛」する八の宮の遺言の働きを論じた。また藤
井貞和氏は、桐壺更衣の「聞こえまほしげなること」(桐
壺①二三頁)を光源氏の立場を望む「遺言」と解釈し、「光
宮が将来、天皇位にたわむれてゆく」構想を見出す。この
藤井説に対して関根賢治氏は、更衣の「聞こえまほしげな
ること」や高麗相人の観相の内容を後の叙述から遡って解
釈していると批判し、若紫巻の夢告や澹標巻の宿曜の勘申
なども含めて「構想が変奏され、増幅されること」によつて、

物語表現が受肉化される」と説いた⁽³⁾。以上の諸論では遺言
の内容や規制力への着眼を通して、物語展開の方法や作り
手の構想、物語の長編化の様相が論じられている。

一方受け手を規制する遺言の働きではなく、「後見」の関
係を結びつける働きに注目したのが加藤洋介氏である。加
藤氏は、親の「後見」を持たない姫君がその代役としての
夫を得る過程を描く『うつほ物語』や『落窪物語』に対し、
『源氏物語』では「死や出家を目前にした親が娘の「後見」
を他者に依託(遺言)し、それがどのように実行されてゆ
くのかを描かれてゆくことが多くなる」と指摘する⁽⁴⁾。そし
て物語文学の「後見」は「特定の間関係に限定されず、
他者に依託することで次々と補完されてゆく」と説明した
うえで、朱雀帝や春宮冷泉の「後見」を外戚右大臣や兵部

卿宮ではなく光源氏に託す桐壺院の遺言や、秋好の「後見」を光源氏に託す六条御息所の遺言によって、外戚ではない光源氏の政権獲得が可能になると説いた。⁵³⁾

『源氏物語』の遺言を概観すると、光源氏が玉鬘の処遇について指示した「亡せたまひなむ後のことども書きおきたまへる御処分文」(竹河⁵⁴⁾六〇頁)のように財産分与を定める遺言や、宿願が叶わなければ海に身を投げるよう娘を戒めたという明石入道の「遺言」(若紫⁵⁵⁾二〇四頁)など受け手のみに関わる内容を指示する遺言もみられる。しかし多くは、遺言をのこす者が遺言を受ける者に、ある人物の後事を託す形式のものである。『源氏物語』の遺言は人物の関係を新たに結びつけるものが多いといえよう。そして依託の対象となっているのは、大方の場合、遺言をのこす者が庇護していた子供である。

本稿では加藤説の成果を受け、これら子供の後事を託す遺言について物語展開の類型性に焦点を充て検討をおこなう。主に加藤説では触れられていない遺言、もしくは遺言と捉えられる作中人物の言動を「後見」や「遺言」の語の有無に拘らず取り上げる。⁵⁶⁾各事例の検討においては、誰から誰へ子供の後事が託されているか、という点に注目したい。後事を託す人物と託される人物の続柄に着目すると、

子供の両親の間で依託を行う場合と子供の親が親以外の者へ依託を行う場合に大別でき、その中にも共通する性格の遺言が存在することに気づく。『源氏物語』は、似た遺言を繰り返すなかで新たな趣向の物語を生み出しているのではない。以下、『源氏物語』には男親が女親に娘の入内を託す発想や男親が後見の依託を仕立て上げる発想、娘の後事を託すことで男親との関係が成立する発想を物語の型として見出すことができる、という問題について考察したい。

(一) 子供の両親の間での依託

まず、両親の間で子供の後事を依託する場合について考える。そのうち男親から女親への依託といえるのが、桐壺更衣父大納言の遺言である。先行研究には家の遺志の存在から故大納言家と明石一族の相似に注目する論もあるが、⁵⁷⁾ここでは桐壺更衣父大納言の遺言と竹河巻の鬚黒の遺言との類似について検討しておきたい。⁵⁸⁾

故大納言、いまはとなるまで、ただ、この人の宮仕の本意、かならず遂げさせたまつれ。我亡くなりぬとて、口惜しう思ひくづほるなど、かへすがへす諫めおかれはべりしかば、はかばかしう後見思ふ人もなきまじらひは、なかなかなるべきことと思ひたまへながら、

ただかの遺言を違へじとばかりに出だし立てはべりしを、
(桐壺①三〇頁)

桐壺更衣の母君は、靱負命婦に夫大納言が娘の入内について遺言した過去を語り、桐壺更衣が身に余る帝の寵愛から生まれ、死に至ったことへの恨みを口にする。大納言の遺言は娘の「宮仕の本意」を妻に託すものだが、その内容がすでに実行された時点で回想的に語り出されている点が特徴である。妻が夫の遺志を実行する経緯に眼目があるのではなく、靱負命婦を介して帝に伝えられることに意義があると思しい。

次の本文は、桐壺帝が命婦から母君の様子を聞き伝えた場面である。

「故大納言の遺言あやまたず、宮仕の本意深くものしたりしよるこびは、かひあるさまにこそ思ひわたりつれ、言ふかひなしや」とうちのたまはせて、いとあはれに思しやる。「かくても、おのづから、若宮など生ひ出でたまはば、さるべきついでもありなむ。寿くところ思ひ念ぜぬ」などのたまはず。(桐壺①三四頁)

桐壺帝は、母君が大納言の遺言を守って更衣を入内させたことに対して、更衣の存命中に礼を示すことのできなかつた無念を語り、光源氏が成長したあかつきに「さるべき

ついで」もあろうと言う。この「さるべきついで」は、『湖月抄』が「若宮を春宮にもとおぼしめす御心なるべし」と注し、前掲の藤井氏も説くように、光源氏の立坊を含ませた言葉とみたい。すなわち、母君が桐壺帝に大納言の「宮仕の本意」と更衣を亡くした恨みを伝えることは、家の遺志を負う更衣が無理な入内を果したにも拘わらず報いることのできなかつた帝の無念さを喚起し、代償として光源氏立坊を思い立たせるのである。以後第一皇子立坊により光源氏の立坊が断念された時点で母君は亡くなることになる(桐壺①三八頁)。

桐壺巻の物語において大納言の遺言は、母君が後見不在のなかで更衣を入内させた理由を示すとともに、桐壺帝が光源氏立坊を決意する脈絡のうえに位置づけられているといえよう。そのためか、更衣の母君が遺言を実行する過程は描かれることがなかった。

桐壺更衣父大納言の遺言がすでに実行された時点で語り出されていたのに対し、竹河巻では物語冒頭で娘たちの入内を願う鬚黒の遺志が語られている。

尚侍の御腹に、故殿の御子は男三人、女二人なむおはしけるを、さまざまにかしづきたてむことを思しおきて、年月の過ぐるも心もとながりたまひしほどに、

あへなく亡せたまひにしかば、夢のやうにて、いつしかと急ぎ思しし御宮仕もおこたりぬ。

(竹河⑤五九一六〇頁)

鬚黒が玉鬘に娘たちの入内について遺言したことは、のち藏人少将から大君参院を嘆く手紙が送られてきた場面で、玉鬘が「限りなきにても、ただ人にはかけてあるまじきものに故殿の思しおきてたりしものを」(竹河⑤八七頁)と回想していることから読み取れる。竹河卷の物語では冒頭で夫鬚黒の遺志が語られたのち、それを継ぐ妻玉鬘の判断を語ることが展開の主軸となっていく。

内裏にも、かならず宮仕の本意深きよしを大臣の奏しおきたまひければ、おとなびたまひぬらむ年月を推しはからせたまひて仰せ言絶えずあれど、中宮のいよいよ並びなくのみなりまさりたまふ御けはひにおされて、皆人無徳にもしたまふる末に参りて、遙かに目をそばめられたてまつらむわづらはしく、また人に劣り数ならぬさまにて見む、はた、心づくしなるべきを思ほしたゆたふ。

(竹河⑤六一頁)

玉鬘は鬚黒の遺志を受け、姫君たちの行く末をどのよう
に定めるべきか悩む。鬚黒が今上にも姫君たちの「宮仕の本意」について言い遺していたため、帝からも入内を求め

られるが、明石中宮が寵を独占していることに憚り姫君たちの参内をためらう。

桐壺更衣の母君と異なり、玉鬘は夫の遺志を引き受けながらも、自らの判断のもとで行動していくのである。以後玉鬘は、冷泉院の意に反して鬚黒の妻となった過去の償いに大君を参院させ、中の君は今上へ尚侍として出仕させる。桐壺巻と竹河巻には夫が妻へ娘の入内を託す遺言が共通してみられるが、物語の文脈における位置づけが異なり、竹河巻では妻が夫の遺志を受け娘の処遇を定めていく過程が描かれていくのである。

このように『源氏物語』の子供の後事を託す遺言について、その託され方に注目すると、似た形式の遺言が繰り返されていることや、繰り返しのなかで過去とは異なる趣向の物語が描き出されていることが指摘できる。『源氏物語』内で似た構図の物語の反復がみられることは多く指摘があるが、遺言の発想に關しても同様のことが言えるのである。また物語内で似た形式の遺言がみられることは、その内容の解釈にも影響を及ぼしているのではないか。次に、女親から男親へ子供の後事が託される事例として八の宮北の方の遺言を取り上げる。

限りのさまにて、何ごとも思しわかざりしほどながら、

これをいと心苦しと思ひて、「ただ、この君をば形見に見たまひて、あはれと思せ」とばかり、ただ一言なん宮に聞こえおきたまひければ、前の世の契りもつらきをりふしなれど、さるべきにこそはありけめと、

(橋姫⑤一一九頁)

臨終前に八の宮北の方は、中の君を自身の形見として育てるよう八の宮に言い遣した。姫君に仕える女房たちが中の君を厭うのに対し、八の宮は北の方の遺言を思い、姉君と分け隔てなく妹君を養育する。北の方の遺言は、八の宮が在俗のまま中の君を受け容れ養育する契機になっているのだろう。

このように宇治の物語の始発に女親が男親へ子供の後事を託す遺言が存在することは、正篇の始発に位置する臨終前の桐壺更衣の「聞こえまほしげなること」について、光源氏の後事を託したとする解釈が生じることと関わるのではないか。

「限りあらむ道にも後れ先立たじと契らせたまひけるを。さりとともち棄ててはえ行きやらじ」とのたまはするを、女もいとみじと見たてまつりて、

「かぎりとして別るる道の悲しきにかまほしきは

命なりけり

いとかく思ひたまへましかば」と、息も絶えつつ、聞こえまほしげなることはありげなれど、いと苦しげにたゆげなれば、

(桐壺①二二―三頁)

臨終前の桐壺更衣の言葉は「いとかく思ひたまへましかば」で中断される。「聞こえまほしげなることはありげなれど」と何か言いたげな更衣の様子が帝の目を通して語られるのみで、語り手によって更衣の内面が明かされることはない。三田村雅子氏は「いとかく思ひたまへましかば」の反実仮想の意味について、「不分明なまま、最期の別れの歌の、生きたい（「いかまほしきは命なりけり」という言葉の意味まで曖昧なものとなったまま投げ出されているのである」と説く^①。三田村説のとおり桐壺更衣の沈黙は、当座において複数の解釈を惹起する性格を持つであろう。

様々に理解され得る桐壺更衣の「聞こえまほしげなること」に光源氏の将来を託そうとする意志を汲み取るのは、読み手が後の叙述や先行文学との関係を踏まえて解釈を行うことによる。のちに語られる父大納言の遺言から遡れば、その遺志を継いだ「遺言」と読むことができ、『漢書』外戚伝の李夫人の故事を重ね合わせても、帝に子の将来を託そうとする願いを読み取ることができる^②。賢木卷以後の桐壺帝の遺言にまつわる物語が故大納言の遺言遵守による桐壺

更衣の入内を想起させ、光源氏の将来を託す「遺言」とする解釈を喚起するという説もある。¹⁴⁾

それらに加えて八の宮北の方の遺言も、桐壺更衣の「聞こえまほしげなること」を妻が夫に子供の後事を託そうとした遺言とする解釈を引き起こす働きをもつのではないか。八の宮北の方の母の遺言と桐壺更衣の臨終前の沈黙は、ともに主人公格となる人物の母の死に伴う叙述である。共通する図式のなかにある言葉、沈黙であることによつて、似た内容の遺言として読み手に理解され得るものであると考へたい。

以上、桐壺巻から竹河巻へ夫が妻に娘の入内を託す遺言が繰り返されるなかで、竹河巻では桐壺巻で描かれていなかった夫の遺志を受けた妻の判断が描かれていくことや、八の宮北の方の遺言は、桐壺更衣の沈黙について妻が夫に子供の後事を託そうとしたものとする解釈を喚起し得ることを指摘した。次節では子供の親が親以外の者へ子供の後事を依託する場合を取り上げ、親同士で依託を行う場合との相違について、とくに紫の上祖母尼君の遺言を取り上げ検討する。

(二) 子供の親から親以外の者への依託

はじめに参照した加藤説では六条御息所の遺言について、光源氏に「秋好を「思ほし人」めかして考えぬようにと諫めているのも、異性間の「後見」が、多く結婚形態をとることで実行されていくからである」と指摘している。¹⁵⁾すなわち男女間の後見は結婚の形式をとつて行われるのが基本であるため、親から親以外の者へ、子供とくに娘の後事を託すことは親から親への依託と異なり男女関係の成立につながり得るのである。六条御息所の遺言の場合、光源氏が娘に懸想することを禁じたことで結婚に発展することはなく、依託を後ろ盾とする冷泉後宮への入内に移行するが、後事を託すことが男女関係の容認を意味する場合もある。紫の上祖母尼君の遺言である。

「乱り心地は、いつともなくのみはべるが、限りのさまになりはべりて、いとかたじけなく立ち寄せたまへるに、みづから聞こえさせぬこと。のたまはすることの筋、たまさかにも思しめし変らぬやうはべらば、かくわりなき齢過ぎはべりて、かならず数まへさせたまへ。いみじう心細げに見たまへおくん、願ひはべる道の絆に思ひたまへられぬべき」など聞こえたまへり。

(若紫①二三六―七頁)

尼君は紫の上の祖母ではあるが故母君の親代わりでもあり、その言葉は「限りのさまになりはべりて」と死期を予感したものであることがわかる。見舞いに訪れた光源氏に、紫の上がある程度の年齢まで育ったのち顧みてほしいと後事を託し、条件付きではあるが二人の関係を許すのである。

この遺言の特徴は、紫の上の後事を光源氏に託す一方で、父親である兵部卿宮に託さないことである。本来実の父親である兵部卿宮は、まだ幼い紫の上の世話役として最もふさわしい人物ではないか。

紫の上の後事を父親へ託さないこと背景には、継母に對する警戒を読み取りたい。北山の僧都が光源氏に語った言葉には、「もとの北の方やむごとくなくなどして、安からぬこと多くて、明け暮れものを思ひてなん亡くなりはべりにし」(若紫①二二三頁)と紫の上の母は先妻との関係に生じる心労により亡くなったとある。尼君が亡くなったのち少納言の乳母は、光源氏に「あまたものしたまふなる中の侮らはしき人にて交じりたまはんなど、過ぎたまひぬるも、世とともに思し嘆きつるも」(若紫①二四一頁)と尼君は紫の上が継子として虐待されることを危惧していたと伝えられている。のちに光源氏は、式部卿宮が迎える前に紫の上を二

条院に連れ去る。紫の上の成長を待たずに盗み出すことは一面では尼君の遺言を違えることになるが、継母北の方に
よる継子いじめを回避する意味ももつのである。

以上のように親から親以外の者へ子供の後事を託す場合、男女関係に発展する可能性を含むことが確認され、尼君による光源氏への依託は、少納言乳母の発言などから継母の虐待を回避しようとする意図を読み解くことができ
る。そして親が男君へ娘の後事を託す発想は、この尼君の遺言ののち男君が後見の依託を仕立て上げる形へと変化が
加えられ、朱雀院による女三宮の後事の依託や八の宮による娘たちの後事の依託に繰り返されているのではないか。
次節以後、さらに検討を加える。

(三) 依託を仕立て上げる男君

次の本文は、玉鬘の尚侍出仕について光源氏が夕霧から詰問を受ける場面である。夕霧は、光源氏が螢兵部卿宮との縁談を断り、すでに秋好中宮と弘徽殿女御が寵を独占している冷泉後宮に玉鬘を出仕させる不自然さを突く。

「かの母君のあはれに言ひおきしことの忘れざりしかば、心細き山里になむと聞きしを、かの大臣はた、聞き入れたまふべくもあらずと愁へしに、いとほしくて

かく渡しはじめたるなり。ここにかくものめかすとして、かの大臣も人めかいたまふなめり」とつきづきしくのたまひなす。
(藤袴③三三五頁)

夕霧の詰問に対して光源氏は、玉鬘の母から娘の後事を託されていたので、玉鬘が内大臣から顧みられず「山里」で生活を送っているのを不憫に思つて六条院に迎えたのだと言う。この「母君のあはれに言ひおきしこと」について『岷江入楚』の三条院実枝説聞書では「夕かほの上の事を源の、給ひいたす也 此段はさもなき事をつくり出しての給ふ也 仍つきくしきといへり」と解する⁽¹⁶⁾。実際、夕顔が娘の後事を光源氏に託したという遺言は物語に語られていない。夕顔は玉鬘の存在を光源氏に打ち明けることなく亡くなるのであり、光源氏は右近に「人にさとは知らせて我に得させよ。あとはかなくいみじと思ふ御形見に、いとうれしかるべくなん」(夕顔①一八六頁)と自ら玉鬘の養育を申し出ている。光源氏は存在しない遺言を作り上げることで、玉鬘を引き取り尚待として出仕させるのも母君の遺志を継ぐ行為であると主張するのである。

このように男君が後事を託す遺言を仕立て上げる発想は、夕霧巻で夕霧が言及する一条御息所の「遺言」にも共通するのではないか。光源氏による夕顔の遺言の捏造は、

その場を取り繕う以上の意味は持たないが、夕霧が一条御息所の遺言を仕立て上げることは、落葉宮を得る展開と深く関わっていると考える。

次は落葉宮を一条宮へ移したことについて花散里が夕霧に当否を尋ねる場面である。

「故御息所は、いと心強うあるまじきさまに言ひ放ちたまうしかど、限りのさまに御心地の弱りけるに、また見譲るべき人のなきや悲しかりけむ、亡からむ後の後見にとやうなることのはべりしかば、もとよりの心ざしもはべりしことにて、かく思たまへなりぬるを、さまざまに、いかに人あつかひはべらむかし。」
(夕霧④四六九頁)

夕霧は取り沙汰されている落葉宮との関係が事実であることを認めながらも、一条御息所に後見を託されていたのだと言う。そして、仮に落葉宮が出家を果たしたとしても御息所の遺言を違えまいと思うから今も心厚く世話をしているのだと述べ、機会があれば光源氏にも今伝えたようにとりなして欲しいと頼む。

「上」からむ後の後見に」について、『湖月抄』は「夕霧の空言にのたまふ也」と説く。一条御息所の「遺言」は、全くの事実無根ではないが夕霧によって仕立て上げられたも

のであると考へたい。御息所は生前夕霧の薄情さをあてこする手紙を送っている。

なほ、いかがのたまふと気色をだに見むと、心地のかき乱りくるるやうにしたまふ目押ししほりて、あやしき鳥の跡のやうに書きたまふ。「頼もしげなくなりにてはべる、とぶらひに渡りたまへるをりにて、そのかしきこゆれど、いと晴れ晴れしからぬさまにものしたまふめれば、見たまへわづらひてなむ、

女郎花しをるる野辺をいづことてひと夜ばかりの宿をかりけむ」
(夕霧④四二五―六頁)

夕霧から落葉宮のもとに送られてきた手紙は薄情さをなじるものであり、契りを交わした者の後朝の文としては情の浅い内容であった。実際には夕霧は落葉宮に拒まれ実事に至らなかつたのであるが、落葉宮の世評を憂慮する御息所は夕霧の意中を確かめるべく手紙を送る。

『河海抄』が指摘するように、御息所の和歌には引歌として「秋の野にかりぞ暮れぬる女郎花今夜ばかりの宿はかさなん」(『貫之集』・一五・詞書「こたかがり」／『古今六帖』二・こたかがり・一二〇一・紀貫之・下句「こよひばかりのやどもかさなん」)が認められるであろう。引歌の発想に拠りながら詠歌の視点を「女郎花(女)」の側に寄せ、戯れのと

もりで娘のもとを尋ねたのかと訴えたものである。夕霧の側からすれば、たしかに落葉宮との関係が許容されたものと読むことはできる。

しかし一条御息所の手紙は、あくまでも夕霧の来訪を促し意中を確かめようとしたものであり、死期を悟って娘の後事を託したものでない。夕霧が「遺言」と呼ぶほどの意義を認めることはできないであろう。夕霧自身、雲居雁に奪われた御息所の手紙を発見した際には「おほろけに思ひあまりてやは、かく書きたまうつらむ、つれなくて今宵の明けつらむ」(夕霧⑤四三三頁)とその心中を察してもいる。

夕霧は一条御息所から送られてきた手紙を、自分の都合に合わせて「遺言」に仕立て上げたのである。先に述べた通り、親が男君へ娘の後事を託すことは関係を容認する意味も含む。夕霧と落葉宮の関係については、皇女への憧憬に基づく私通婚である藤原師輔と醍醐天皇の皇女たちの関係などと共通すると捉える説もあるが、⁽¹⁸⁾実態が私通婚であっても夕霧は表向き母御息所からの裁可を受けた結婚に見せかけようとしているのではないか。御息所の「遺言」を後盾とすること、雲居雁を妻に持ちながらその兄の妻であった落葉宮と関係をもつことや皇女独身の旧い通念に

反することを正当化しようとしているのだといえよう。

これは光源氏が夕顔の後見の遺言を捏造し玉鬘の処遇を正当化しようとしたことと類似するのではないか。光源氏による夕顔の遺言の捏造が場当たり的で結果として玉鬘を鬚黒に奪われたのに対し、夕霧は一条御息所の「遺言」を大義名分にする事で身内の追及を逃れ、落葉宮との結婚を実現させる。すなわち、男君が遺言を捏造したり仕立て上げたりする発想を繰り返すなかで、夕霧巻では、親以外の者へ後事の依託を行うことが男女関係の成立につながり得ることを背景に、夕霧と落葉宮の恋を描き得ているのである。

(四) 朱雀院と八の宮による依託

祖母尼君による紫の上の後事の依託のように、女君の庇護者が男君に後事を託すことが男女関係の契機になるという意味において、朱雀院による女三宮の後事の依託や八の宮による娘たちの後事の依託も類似の事例と捉えられるのではない。そして朱雀院による依託では、依託相手を選ぶ経緯が詳細に描かれる点に特徴があると考えたい。

光源氏への女三宮降嫁は、作中人物同士の対話を経て必然の結果として導びかれることが指摘されているが、女三

宮の後事を婿となり得る者へ依託するに至る事情も周到に設定されている。朱雀院の場合、出家山籠りを前に女三宮の後事を他者へ託す必要に迫られるのであるが、当初は春宮や承香殿女御へ女三宮の後事を託そうとしていた。

「三の宮なん、いはけなき齡にて、ただ一人を頼もしきものとならひて、うち棄ててん後の世に漂ひさすらへむこと、いといたうしるめたく悲しくはべる」と、御目おし拭ひつつ聞こえ知らせさせたまふ。女御にも、心うつくしきさまに聞こえつけさせたまふ。されど、母女御の、人よりはまさりて時めきたまひしに、みないどみかはしたまひしほど、御仲らひどもえうるはしからざりしかば、そのなごりにて、げに、今はわざと憎しなどはなくとも、まことに心とどめて思ひ後見むとまでは思さずもやとぞ推しはからるるかし。

(若菜上④二〇一頁)

のちに朱雀院が語る皇女の結婚を軽薄なものとする考えや、当代では皇女への私通が多発しているという認識(若菜上④三三三頁)は、『継嗣令』に象徴される皇女独身主義や、とくに醍醐朝以後他氏による私通婚が増加する史実と共通する⁽²⁰⁾。女三宮の後事を春宮に託すことは、女三宮が独身でいることを可能にし、起こり得る私通を未然に防ぐこ

ともつながるだろう。春宮は内親王である女三宮が身を寄せる相手としてふさわしい者であったと考える。

しかし朱雀院は、藤壺女御と寵を争った過去をもつ承香殿女御が女三宮に心を寄せ後見しないであろうと予測する。承香殿女御が女三宮と確執を持つことは、その子春宮による庇護も期待できないことを示唆するのではない。朱雀院が予想した通り、この場面のうち承香殿女御が女三宮に心寄せる様子はみられない。そして東宮が女三宮の後見役として行動する姿が語られるようになるのは即位後のことであるが（若菜下④一六六頁）、承香殿女御の死（若菜下④一六五頁）が語られた後の時点でもある。朱雀院が逝去したのちの宿木巻に父の依託を重んじ出家した女三宮に心を配る様子はみられるが（宿木⑤四七七頁）、春宮にとって母の存在も大きかったのではない。かつて朱雀帝自身が母弘徽殿女御の意に背くことができず、父桐壺院の遺言を違えた時と似た事情があったように思われる。

春宮や承香殿女御への後事の依託は、後宮での不和に発する継母継子関係の軋轢により意味をなさず、以後朱雀院は夕霧、冷泉帝、蛭宮、藤大納言、柏木を女三宮の婿候補として吟味したうえで、光源氏に嫁することを決める。

「かたはらいたき譲りなれど、このいはけなき内親王

ひとり、とりわきてはぐくみ思して、さるべきよすがをも、御心に思し定めて預けたまへと聞こえまほしきを。権中納言などの独りものしつるほどに、進み寄るべくこそありけれ、大臣に先ぜられて、ねたくおほえはべる」と聞こえたまふ。（若菜上④四九頁）

朱雀院は光源氏に女三宮の将来の婿選びも託しているが、結果的に両者の関係は結婚の形で結ばれる。

尼君による紫の上の後事の依託と朱雀院による女三宮の後事の依託に一定の共通性を認めつつ相違点を考えれば、孫の後事を依託するに至る尼君の葛藤は、先述の通り光源氏の視点に即した語りのなかで乳母の発言などから推測する形になっていたのに対して、朱雀院の依託では、尼君の場合には描かれなかった依託相手を選ぶまでの経緯が詳細に描かれているといえよう。

さらに八の宮が娘の後事を薫に託すことも、尼君や朱雀院の依託と共通する発想と考えられるのではない。橋姫巻では阿闍梨が冷泉院に八の宮の噂を語る場面において、朱雀院による光源氏への依託が回想されている。

この院の帝は、十の皇子にぞおはしましける。朱雀院の、故六条院にあづけきこえたまひし入道の宮の御例を思ほし出でて、かの君たちをがな、つれづれなる遊

びがたきに、などうち思しけり。(橋姫⑤二二九頁)

阿闍梨の話聞いた冷泉院は八の宮から姫君たちを迎えたく思うが、八の宮がかつて立場争いで敵対した院に娘の後事を託すとは考えがたい。實際娘の後事を託す相手について思案する場面では、冷泉院の存在は意識されていない(榎本⑤一七七―八頁)。

朱雀院による女三宮の後事の依託を想起させながら、大君と中の君の後事は薫に託されることとなる。

「亡からむ後、この君たちをさるべきもののたよりにもとぶらひ、思ひ棄てぬものに数まへたまへ」などおもむけつつ聞こえたまへば、「一言にてもうけたまはりおきてしかば、さらに思ひたまへ怠るまじくなん。世の中に心をとどめじとはぶきはべる身にて、何ごとも頼もしげなき生ひ先の少なさになむはべれど、さる方にてめぐらひはべる限りは、変らぬ心ざしを御覧じ知らせんとなむ思ひたまふる」など聞こえたまへば、うれしと思いたり。

(榎本⑤一七九頁)

親からの後事の依託を受け、薫が八の宮の娘たちと関係をもつことは容認されたに等しい。しかし八の宮は、姫君たちには軽薄な結婚を慎むよう遺言し(榎本⑤一八四―五頁)、女房たちも同じように戒める(榎本⑤一八六頁)。先行

研究の指摘する通り、八の宮の遺言は内容が微妙に食い違い、それぞれの受け手の判断のもとで物語は進展していく^②。とくに大君にとって父の遺言は、薫の求婚を拒否する動機の一つとなる。

すなわち八の宮による娘たちの後事の依託は、それ以前に繰り返された後事の依託により女君と男君の關係が成立する発想の系譜に位置し、男君への依託と対抗する内容の遺言も存在することで、結婚拒否の物語が進展する一助となり得ているのである。

おわりに

『源氏物語』において子供の後事を依託する遺言は作中人物同士の關係性を新たに結びつける常套として用いられているが、その託され方に注目すると発想の型を見出すことができる。具体的に本稿では、男親から女親へ娘の入内を託す事例として故大納言と鬚黒の遺言を、男君が後見の依託を仕立て上げる事例として夕顔と一条御息所の遺言を、後事の依託によって女君と男君の關係が成立する事例として尼君と朱雀院、八の宮による依託を取り上げた。それぞれ後の事例では、前の事例には描かれなかった遺言を実行する経緯や依託によって拓かれる展開、依託相手を選

ぶ過程などが描かれるようになる。

このように『源氏物語』では、似た発想の遺言を繰り返すなかで微細なずらしが加えられることによって、新たな趣向の物語が生み出されているといえよう。

【注】

- (1) 長谷川政春「宇治十帖の世界―八宮の遺言の呪縛性―」（『物語史の風景』若草書房、一九九七年、初出一九七〇年）。長谷川説ののち、遺言の受け手である薫、姫君、女房らは、三者三様の主体的な判断のもとで遺言を引き受けていることが指摘されている。森一郎「大君と中君」（『源氏物語作中人物論』笠間書院、一九七九年、初出一九七六年）、三谷邦明「源氏物語第三部の方法―中心の喪失あるいは不在の物語―」（『物語文学の方法 II』有精堂出版、一九八九年、初出一九八二年）、神田龍身「薫と大君―不能的愛の快楽―」（『源氏物語Ⅱ性の迷宮へ』講談社、二〇〇一年）、沼尻利通「八宮の遺言の動態―「一言」「いさめ」「いましめ」から―」（小山清文・袴田光康編『源氏物語の新研究―宇治十帖を考える』新典社、二〇〇九年）等。
- (2) 藤井貞和「ふたたび「桐壺の巻」について」（『源氏物語入門』（講談社、一九九六年、初出一九七二年）。
- (3) 関根賢司「遺言と予言 源氏物語を読む」（『源氏物語論 言語／表現攷』おうふう、二〇一四年、初出二〇〇二年）。
- (4) 加藤洋介「後見」攷―源氏物語論のために」（『名古屋大学国語国文学』第六十三巻、名古屋大学国語国文学会、一九八八年二月）。
- (5) 加藤洋介「冷泉―光源氏体制と「後見」―源氏物語における准掬と（虚構）―」（『文学』第五十七巻第八号、岩波書店、一九八九年八月）。
- (6) 加藤説が問題とする桐壺院や六条御息所の遺言と光源氏の政權獲得との関わりについては、あらためて検討したい。
- (7) 日向一雅「光源氏論への一視点―「家」の遺志と王権と―」（『源氏物語の主題「家」の遺志と宿世の物語の構造』桜楓社、一九八三年、初出一九八〇年三月、一九八〇年一〇月）。
- (8) 竹河巻と桐壺巻の類似については、武田宗俊氏が竹河巻を「無才の後人の補作」とする論拠の一つとして指摘し（武田宗俊「竹河の巻」に就いて―その紫式部の作であり得ないことに就いて―」（『源氏物語の研究』岩波書店、一九五四年、初出一九四九年）、星山健氏が「主家の姫君に、聞き手の共感を呼ぶ悲劇のヒロイン的性格を付加する」方法として論ずる（星山健「竹河」論―「信用できない語り手」「悪御達」による「紫のゆかり」引用と作者の意図―」（『王朝

- 物語史論―引用の『源氏物語』―笠間書院、二〇〇八年、初出一九九六年、一九九九年、二〇〇二年。
- (9) 引用は有川武彦校訂『増註源氏物語湖月抄』(弘文社、一九二七―八年)に拠る。
- (10) 注2藤井論文。
- (11) 三田村雅子「桐壺巻の語りとまなざし―〈揺れ〉の相関―」(『源氏物語 感覚の論理』有精堂、一九九六年、初出一九九五年)。
- (12) 注2藤井論文。
- (13) 藤原克己「紫式部と漢文学―宇治の大君と〈婦人苦〉―」(植田恭代編『日本文学研究論文集成7 源氏物語2』若草書房、一九九九年、初出一九九〇年)。
- (14) 高木和子「源氏物語のからくり―反復と遡上による長編化の力学―」(『国語と国文学』第八十七卷第四号、東京大学国語国文学会、二〇一〇年四月)。
- (15) 注5加藤論文。
- (16) 引用は中野幸一編『源氏物語古注釈叢刊 岷江入楚』第六―九卷(武蔵野書院、一九八四―二〇〇〇年)に拠る。
- (17) 引用は玉上琢弥編『紫明抄 河海抄』(角川書店、一九六八年)に拠る。
- (18) 後藤祥子「皇女の結婚―落葉宮の場合―」(『源氏物語の史的空間』東京大学出版会、一九八六年、初出一九八三年)。
- (19) 秋山虔「若菜」巻の始発をめぐって―(『源氏物語の世界』その方法と達成)東京大学出版会、一九六四年、初出一九五九年)。
- (20) 今井源衛「女三宮の降嫁」(『源氏物語の研究』未來社、一九六二年、初出一九五五年)、今井久代「皇女の結婚―女三宮降嫁の呼びさますもの―」(『源氏物語構造論』風間書房、二〇〇一年、初出一九八九年)。
- (21) 注1森・三谷・神田・沼尻論文等。
- (付記)『源氏物語』の引用は小学館『新編日本古典文学全集』に拠り、和歌の引用は『新編国歌大観』に拠る。